

ボランティア休職取扱規程

(総則)

第1条 就業規則第20条第2項第1号に規定する職員のボランティア休職については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 ボランティア休職（以下「休職」という。）とは、ボランティア活動を行うための休職をいう。

2 ボランティア活動（以下「活動」という。）とは、公共の福祉の推進に資する活動であって、その対象は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉 老人福祉、障害者福祉、児童福祉、相互扶助等
- (2) 環境保全 動植物保護、環境浄化、リサイクル等
- (3) 国際協力 海外協力隊参加、文化・芸術・技術交流等
- (4) その他の活動 災害救助、地域社会振興、青少年の健全育成、教育・文化・スポーツの振興等

3 曜日、時間等を定めて断続的にボランティア活動をしようとする者は、就業規則第13条第1項第4号に定める特別休暇によるものとする。

(適用者)

第3条 財団に常時勤務する職員は、休職することができる。

(休職の期間)

第4条 休職期間は、原則として1週間から2年までとする。

(休職の手続)

第5条 休職を希望する者は、休職を開始しようとする日の1週間前までに、所定の手続により始期及び終期等必要な事項を申し出て、理事長の承認を受けなければならない。

(期間変更の手続)

第6条 前条の手続により承認された始期をやむを得ない事由で変更する場合は、事由発生後速やかに所定の手続により申し出て、事務局長の承認を受けなければならない。

2 前条の手続により承認された終期をやむを得ない事由で変更する場合は、原則として当該終期（終期を繰り上げる場合は繰上げ後の終期）の1週間前までに、所定の手続により申し出て、事務局長の承認を受けなければならない。

(申出の撤回)

第7条 前2条の手続により休職を申し出た者は、始期の前日までに所定の手続により申出を撤回することができる。

(活動報告)

第8条 休職を認められた者は、休職期間中毎月1回、活動状況について報告しなければならない。

(休職の期間の終了)

第9条 休職の期間は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該日をもって終了するものとする。

- (1) 休職の期間が満了した場合
- (2) 休職の期間中に、活動対象解消等により活動の必要がなくなった場合
- (3) 休職の期間中に、本人が負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により活動できなくなった場合
- (4) 本人が申し出た場合

2 前項第2号及び第3号の場合には、速やかに事務局長に報告しなければならない。

(賃金)

第10条 休職の期間中の給与は、支給する。

(昇給)

第11条 休職の期間中の昇給については、休職期間は出勤とみなして取り扱う。

(社会保険)

第12条 休職の期間中の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険については、被保険者資格は継続する。

(災害補償)

第13条 休職の期間中に、活動に起因する災害にあった場合は、就業規則32条の規定を準用する。

(有給休暇)

第14条 年次有給休暇付与数の算定において、休職の期間は出勤とみなす。

(勤続年数)

第15条 休職の期間は、勤続年数に算入する。ただし、休職の開始後復職しない場合、原則として当該期間は勤続年数に算入しない。

(復職後の取り扱い)

第16条 復職後の職場、職種については、本人の経験、能力等を個別に勘案の上、決定する。

(退職)

第17条 休職の開始後復職しなかったときは退職とし、退職金及び年金の取り扱いは、自己都合退職の場合の取り扱いとする。

(再度の休職)

第18条 取得したボランティア休職の期間が2年に満たないときは、職員は、2年に満つるまで、休職を申し出ることができる。

(細則)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成7年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。